

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第30号

### 亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第2号注意事項2に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カードにより保険医療機関が受給資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合を除きます。

様式第2号の2注意事項2に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カードにより保険医療機関が受給資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合を除きます。

同様式注意事項3中「この受給資格証を提示せず」を「受給資格情報の確認を受けず」に、「この受給資格証を当該保険医療機関の窓口で提示して」を「当該保険医療機関の窓口で受給資格情報の確認を受けて」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第2号及び様式第2号の2による亀山市福祉医療費受給資格証は、この規則による改正後の様式第2号及び様式第2号の2による亀山市福祉医療費受給資格証とみなす。